

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
芦間高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 730 583">品種</th> <th data-bbox="730 510 1018 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1018 510 1302 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 510 1448 583">数量</th> <th data-bbox="1448 510 1629 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 583 730 674">機械器具類</td> <td data-bbox="730 583 1018 674">光学器具類 顕微鏡</td> <td data-bbox="1018 583 1302 674">昭和53年4月1日</td> <td data-bbox="1302 583 1448 674">1</td> <td data-bbox="1448 583 1629 674">106,300円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	光学器具類 顕微鏡	昭和53年4月1日	1	106,300円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	光学器具類 顕微鏡	昭和53年4月1日	1	106,300円								
措置の内容												
<p>現物を確認できなかった備品について、校内の全室を調査するとともに全教職員に依頼し当該備品の捜索を行ったが発見に至らなかった。 廃棄手続がなされた形跡がないことから、当該備品は不用決定を行わず廃棄されたものと判断せざるを得ない。 このため、当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、備品を廃棄処分するに当たっては廃棄手続が必要であること及び不用品がある場合は事前に事務室に連絡するよう教員に周知するとともに、備品の適正管理について、関係職員が複数で備品出納簿と現物の実査を定期的の実施することによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年5月27日)